

■議事録(令和8年度 滋賀県ふるさと・水と土保全対策推進懇話会)

日時:令和 8 年(2026 年)7月 27 日(月)11:00~15:00

場所:(現地視察)長浜市余呉町池原地区

(会議)余呉やまなみセンター<長浜市余呉町中之郷 2434>

【出席者】

委員:奥村正、西川邦臣、端信子、橋本章一(代理)、藤野真由美、藤原正幸、
前川真司、丸本豊

池原地区 池原そば道場・池原そば生産組合 國友喜代則

池原地区 池原そば道場 代表 藤原哲男

池原地区 自治会長 山本正

長浜市 森林田園整備課 主幹 前田裕美

長浜市 森林田園整備課 主査 河嶋志歩

大津・南部農業農村振興課 平田技師

甲賀農業農村振興事務所田園振興課 岡田副主幹

東近江農業農村振興事務所田園振興課 西村副主幹

湖北農業農村振興事務所田園振興課 堀井課長補佐

湖北農業農村振興事務所田園振興課 中森副主幹

湖北農業農村振興事務所田園振興課 井上技師

事務局(農村振興課) 森課長、下松課長補佐、西浦主査、藤田主任技師
田口室長、山本専門幹、船原技師、岩谷職員

議題

1. 池原地区における「しがのふるさと支え合い事業」の取組について
2. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業、
中山間ふるさと・水と土保全推進事業 事業実施実績について
3. 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域の選定について

1. 池原地区における「しがのふるさと支え合い事業」の取組について

【事務局】

國友様、ありがとうございます。ただいまいただきましたご説明、事例発表、午前中の現地視察も含めまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員】

他地域から来られる方の接点ですが、移住された方はどうやってこの池原地区をお知りになったのか。また、大学生との連携のきっかけを教えてください。

【國友氏】

移住の接点ですが、長浜市で空き家バンクがあり登録させていただき、その空き家を活用してお試し体験をさせていただいております。地域づくり協議会で空き家対策をやってきたつながりもあり実際、神奈川県から来られました。身内の方がたまたま余呉町の別のところに住んでおられて、その方を通じて地域の良さや空き家情報を知り移住につながったということです。もう一方の移住者の方も、地域の方が知り合いの方から「こういう空き家があるよ」と話を聞き、見に行きたいということになり移住にいたりしました。人づてのところが大きいのかと思います。一般的に情報提供という空き家バンクの登録が必要かと思います。まだ利用できる空き家がありますので移住を募っていければと思います。

学生さんのきっかけは、地域づくりの関係です。学校から先生が来られて羽衣伝説や昔羽衣サミットなど昔話を活かした祭りなど、口承文化についてお話ししたことがきっかけです。地域を知っていただいて、その後、ボランティア活動につながった、という経緯でございます。

【事務局】

その他、ご質問等はございませんでしょうか。

【委員】

棚田ボランティアで、農作業で一番大変なのは草刈りですか。

【國友氏】

棚田ですので法面で踏ん張ってやる草刈り仕事が結構たいへんです。そういった所をカバーしていただきたいなということです。

【委員】

草刈りを2回やられているということですが、実際は何回ですか？農家の方は。

【國友氏】

実際は、年間 最低 4 回。雨が降ると草の伸びが早いので、場合によっては 4 回 5 回。その中でも耕作放棄地や、耕作者が高齢者で作業できないところをやっていると思います。

【委員】

棚田ボランティアを毎年お願いしているということですが、学生は変わっていきますが、一般の方で連続して参加される方もおられますか。

【國友氏】

リピーターの方が大体 3 名、毎年、毎回のように来ていただいております。人づてで「あそこ行って

きた」ということから広がっているようです。これが一番来ていただいている方法だと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員】

今 池原の地区で、農村まるごと・中山間直払に取組まれ、組織を作っておられますよね。私どもの地域では組織を作っても、その組織を次の代へ引き継ぐ役員の成り手がいないので苦勞しています。池原地区の場合は、どのように取組まれているのか教えていただければと思います。

【國友氏】

池原の「自然と環境を守る会」は、これまで自治会任せだった活動を住民全体で担うため、18 年前に新たな組織として設立されました。当初は自治会長の負担軽減を目的とし、自治会役員も会に参加するものの、実際の活動は自治会役員以外のメンバーが分担する体制をとっていました。しかし、近年は深刻な担い手不足に直面し、数年前からは自治会長が会の会長を兼務せざるを得ない状況になっています。私自身は、自治会への負担が集中することを懸念しており、この兼務は望ましくないと考えていますが、現状では他に担い手がいないためやむを得ない状況だと認識しています。この課題に対し、現在は「労務班」を設置し、各家庭から必ずしも一人ではなく、女性や親子など多様な形で参加を促し、サポートしながら活動を続けていますが、活動にはある程度の人数が不可欠であると課題意識を持っています。

【事務局】

ありがとうございます。他に、ありませんか。

【委員】

池原地区では、自治会など役職の重複が役員の大きな負担になっているというお話ですが、「池原の自然と環境を守る会」は、耕作放棄地の解消や中山間地域直接支払制度への対応など、地区の課題解決に向けた取組の中心的な軸になっているイメージです。構成員は池原地区の自治会員のみということでしょうか。会自体の構成員として外部の方とかもおられますか。

【國友氏】

組合員としては、町内の農地を持っておられる方、外部の方も組合員として登録します。ただ、役員となると池原の地域内で役員を決めています。

【委員】

私の活動をさせていただいている君ヶ畑町という集落も、普段から住人がいない集落で、私が地域おこし協力隊で行った 2 年目の 2015 年「木地師のふるさと高松会」という地域団体を設立しました。それは自治会とは完全に切り離して地域の未来考えていこうという有志の人が集まる団体で、今 12 名いますが、普段から住んでいる人は 2 人しかいません。他の 10 名は町外の人です。自治会が主催する清掃活動年 2 回ありますが、「高松会」では、それとは別に溝の清掃活動や草刈りなどを独自でやろうと年 4 回くらいやっています。最近言われている交流関係人口を作るという話から、龍谷大の学生に年 2 回程来てもらっていますが、イベント的に参加するが卒業したらもう来ないという感じです。先ほど毎回呼びかけたら 3 人程来てくれるリピーターさんがいるというお話から、そういう方々を会の運営や役員含めて、池原地区の未来に対して時間と労力を出してくれるという人たちも一緒に関わり作っていくと将来の担い手や交流人口、関係人口に繋がるのではないかと思います。参考にさせていただけたらと思いました。

【國友氏】

意見交換会をして、これからの活動を協力していってもらえるような形で、ぜひ進めていきたいなと思います。ありがとうございます。

【事務局】

ありがとうございます。ご質問、まだまだたくさんあるかと思いますが、池原のご紹介を終わりたいと思います。

2. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業、 中山間ふるさと・水と土保全推進事業 事業実施実績について

【座長】

説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問やご意見等ございましたら、発言をお願いいたします。どなたからでも結構です。

【委員】

指定棚田は、地域の 2 分の 1 以上が棚田であると先ほどのご説明をお聞きしました。高島の畑地区のような自然な棚田と、今日見学させていただいた土地改良のできている棚田。どちらも棚田ですか。

【事務局】

棚田です。

【委員】

棚田の 1 枚の大きさというのは、条件があるのですか。

【事務局】

条件ですが、傾斜が 20 分の 1 以上の棚田の面積が全体の 2 分の 1 以上となっております。結構、急傾斜な棚田が多いところです。

【委員】

私の地域は、法面が三段壁のところもあります。一枚の面積の上限があるのかと思ひまして。

【事務局】

そこについては、上限はありません。

【委員】

私の地区でも小さな田んぼだったのが、土地改良で一枚が 3 反 4 反になっています。かなりの傾斜で中山間の直接支払いもいただいています。草刈りはかなり大変ですので、何か面積で規定があるのかと思いました。2 分の 1 以上はあると思います。分かりました。ありがとうございます。

【座長】

他にいかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】

資料 9 ページの令和 7 年度 of 取組「豊かな生きものを育む水田づくりプロジェクト」ですが、県内全域って書かれています、3 ページの中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金(以下「ふる水基

金)」、には草津市・守山市・湖南省は除くと書かれています。この辺の整合はどういうことでしょうか。

【事務局】

確かに、ふる水基金は使用できる市町というのが、草津市、守山市、湖南省以外というのが明確に明記されております。この計画に書かせていただいております「県内全域」という書き方につきましては、実際のところ、その3市を除くところで実施をしております。「県内全域」という書き方が適切ではなかったかもしれません。実際、そのようには使ってはおりません。

【委員】

分かりました。でも、ちょっと誤解になるかと質問させていただきました。

【事務局】

申し訳ございません。

【委員】

令和7年度の取組の実績のところで、1つ目の「中山間地域の人材育成」目標10名に対し結果4名。数値目標が達成されませんでしたという実績報告でしたが、令和8年度も同じく10名と計画いただいています。目標達成できなかった要因はどういったことで、それを踏まえて本年度の10名の目標をどう達成されるつもりかをお聞きしたいと思います。

【事務局】

中山間地域の人材育成の事業は、かなり長く実施をさせていただいております。この「さとのかぜ倶楽部」に登録をさせていただいている方がおられ、長く続いておりますので、新規加入の方が難しくなってきたことから、昨年度4名という実績になってしまったと考えております。本年度もこの研修事業を委託で出しており、その業者と相談し今まで全く声をかけていなかった集落などを新たに掘り起こし、周知を頑張っていこうと思っております。そこで新しい人を確保しようとしているところでございます。

【座長】

ありがとうございます。

【委員】

人材育成のリーダーについては、研修を受けたらなれるということですか。

【事務局】

研修を受けていただいて、「さとのかぜ倶楽部」に登録の意思がある方に加入いただくという流れになっております。

【委員】

そういう人たちがリーダーとして活躍しているかどうかという追跡みたいなことはしていないのですか。

【事務局】

「さとのかぜ倶楽部」に一回登録いただいたら、同じ研修に参加できないという訳ではなくて、引き続きご案内し来ていただいております。その中で情報交換等をしていただいております。個別にどういう活動をしているかという追跡調査まではできていない状況です。

【委員】

わかりました。

【座長】

他にありませんか。

【委員】

質問ですが、こういう基金、そもそも自治会のみのものでしょうか。個人的に棚田保全をやっている、自治会には所属しているのですが、自治会からの情報は何も来ないので、そういう取組があるのかどうか分からないのです。そういう支援というのは、県から案内はあるのですか？ということを知りたいと思いました。

【事務局】

この基金を活用している事業は、基本的には県が行っている事業になっております。地域に個別でこの基金を活用いただくというものでなく、県の事業を通じて地域の役に立てることを検討し取組をしていくということになっております。今回、その基金をこういう形で県として活用していることについてご意見をいただくという趣旨になっておりますので、実際にお金をお渡しするという事業は、今は取組していないという形になっております。

【委員】

リーダーの育成ですが、県の農業大学校には連絡されているのでしょうか。農業大学校には、将来農業をしようと思って農大に入学されていると思うんです。でもそういう方に、このシステムがあるというのを伝えていただいて、登録していただくのは人材育成になるのではと思います。1年課程と2年課程の2コースあります。1年課程の就農科の方でしたら大規模やハウスを目指しておられるなど色々ですが、指導農業士のもとで研修を受けて独り立ちしようとしている方もおられます。中山間は辞めておこうと思っておられるかもしれないですけども、一度農業大学校にもお声をかけていただけたらいいのかなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。令和8年度の研修業務はこれから調整をしている段階ですので、ご意見を踏まえて案内等をさせていただきます。ありがとうございます。

3. 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域の選定について

【座長】

ありがとうございました。それでは、何かご質問、ご意見等があれば、お願いいたします。

【委員】

この指定にあたっては、何か地元からの要望、申請がベースになるということでしょうか。

【事務局】

指定自体は県が国に指定を受けるもので県が単独できるものですが、当然市町と共有して決めるものです。今回のパターンもそうですが、地元から国に指定をしてはどうですか、と提案を受け申請を検討しております。

【委員】

本年度は、甲賀の八田地区からしか申請がない、ということですか。

【事務局】

現時点では、そうです。決まったタイミングで要望を調査しているわけではなく、個別に指定してほしいという声が上がってきています。もしかしたら他の地区でも今後出てくるかもしれませんが、今時点ではここしかないということです。

【委員】

基本的にその指定をして良いのか悪いのか、よく分からないのですが、そのベースになる、何が足りない、足りているとか言うのがよく分からないので、何をもって判断をしたらいいのでしょうか。

【事務局】

要件としましては、傾斜 20 分の 1 の農地が 1 ヘクタール以上あるか、というところが要件になっていまして、その他にもきちんと保全活動が行われるかどうかということです。そのあたりを甲賀市と協議させてもらった上で判断をしていきます。

【委員】

いろんな条件を満たして、面積や具体的なところも満たしているということですか。

【事務局】

そうです。数値的なところはきちんと測っております。

【委員】

逆にいうと指定してはいけない、できない、ということはあるですか。

【事務局】

この国の制度ができて、国としてもかなり積極的に指定エリアを増やしていこう、という方針を掲げていますので、その要件から外れない限りは指定をしない、ということはありません、という印象でございます。

【委員】

もし可能でしたら、今後こういう指定地域を増やしていくというのであれば、それぞれどんなことをしているのか資料があると我々としても何か意見が言えるのかなと思います。今この航空写真を見せられて、これ指定どうでしょう、って言われてもちょっと判断が難しい。

【事務局】

指定棚田の指定申請書というものを出すのですが、今 作成中のため紹介できない段階です。

【委員】

内容とかがあれば、判断しやすいなと思います。

【座長】

他、ないでしょうか。

【委員】

我々委員としてこの地図見せられて「指定いいですか」と言われても、地図に傾斜が書かれていません。最低限 20 分の 1 以上というのは書いてありますが、それも 18 分の 1 なのか、5 分の 1 なのか。確かに測った結果 20 分の 1 あります、というのは最低限、明記・説明はあるべきだと思います。それからこの指定にあたっては、当該区域内の勾配が 20 分の 1 以上の土地にある一団の棚田の面積が 1 ヘクタール以上と記載がございます。この一団の棚田の考え方をご説明いただかないと、これだけでは分かりにくいと思います。

【事務局】

棚田の定義ですが、同じ集落内で集落営農組織、同じように管理している農地であれば、八田地区の中で少し飛んだところであっても、同じ一団の棚田にしてもよいと農水省は見解を示しています。

【座長】

他には、ございますか。

【委員】

私は棚田をやってないので、全体的な話の部分で質問というか、これ議員立法されて今年の令和 8 年 3 月に改定して出てきてということだと思います。たぶん制度改正を含めて、知られてない部分も含めて多いと思うので、県内に 2,200 ヘクタールある勾配 20 分の 1 以上の要件を満たしたであろう土地があって、実際、県が指定しているのが 430 ヘクタールで、今回の八田地区。委員らも、赤いところ合わせると 1 ヘクタール以上という流れは分かりました。指定地域、青、赤、囲んだところで勾配 20 分の 1 以上で同じ耕作者で集めたら認定されました、こういう加算もありますよということをもっと呼びかけていただいて、滋賀県として棚田をもっと応援していきましょと進めていただけると、いいのかなという意見が 1 つです。

それと前の話になるのですが「棚田米」を昨年度作られたということで、認証ロゴマークが別の資料であると思うのですが、「棚田米」を指定したうえで、どう活性化させていくか、売り先含めてどうブランド化していくか、価値化していくかというのはすごく大事かと思います。滋賀県は特に魚のゆりかご水田米、平成 13 年ぐらいからやられて、認められて世界農業遺産の指定にも繋がったと思うのですが、正直言って県民を含めてほとんど知らない。また、ゆりかご米の認証マークであるとか、ホームページもきれいですが、売り場でどれだけ購買意欲に繋がっているかっていうとまだまだなんじゃないかなと思います。ブランド化っていうのはすごく難しいので、専門の方も含めて、絡めてやっていかないと。認証パッケージ作りました、棚田指定します、皆さん頑張りましょと言っても、売り先が無い、それを買いたいという人を呼び起こすところに力を入れないと定着しないし、広がらないと思います。どう設計して仕掛けていくかが、制度としての「ミソ」になっていくと思います。国の制度としては、どんどん認めていきましょう。認めていってもらうために、それを周知してもらいましょう、入り口段階で、やっぱり出口の部分ですね。ブランド化を通して、どう買ってもらおう、どう高く買ってもらおう、というところを検討していく、仕掛けていくというのはすごく大事なんじゃないかなと思います。

【事務局】

棚田地域を応援しようということと、もう一点は、棚田ボランティアもそうですが、この中山間地域の交流人口をいかに増やすかという取組の一つとしてしがの棚田米の制度を令和 8 年 3 月に設けさせてもらいました。委員さんのご指摘の通り、これをいかにブランド化していくか。一部の方、棚田に関心のある方にしか認知されていないという部分がありますので、いかにブランド力、活用していくかっていうのは今後の課題と思って、取り組んでまいりたいと思っております。

【委員】

今、お聞きした話なのですが、すごくいい取組だし、ボランティアに参加された方が、自分が関わったこの地域の棚田米を食べたいと思った時に、ネットで検索して販売も含めて、売り場が分からないでは購買のタイミングを逃しているのです。そういうところを整備してサポートしてほしいと思います。各道の駅で売っています。そこにはわざわざ買いにいかなくらいいい。消費者からすると遠い存

在になってしまうので、そこだけでも整備できると買いたいと思う、買えるようになるんじゃないかなと思います。

【委員】

滋賀県はマーケティングが上手くないのは一番思います。「みずかがみ」は本当にうまくいったかなと思うのですけれども、まだ「きらみずき」はまだイマイチ、「みおしずく」にしてもう一つ。もう少ししっかりとマーケティングはしていただきたいと思います。それともう一つ、何年か前に土山の山女原へこの懇話会に伺ったことがあります。私の子供が山女原で養蜂をさせてもらっているのですが、山女原では年に 3 回ボランティア活動をされています。それは山女原自体でボランティア活動をされていると思っていたのですが、これは滋賀県の取組でもあると、最近聞きました。年、春と夏と秋に 3 回、ボランティア活動で地域の方といろんなことをされていると聞いたのですが、それは県の取組ですか。そこに地区以外から参加されているボランティアはたくさんおられるのか、お聞きしたいと思います。

【事務局】

滋賀県では平成 16 年から、棚田ボランティアという取組を始めており、棚田地域に登録いただき、地域外の方にボランティア参加していただくという登録制度を「たな友」という名称で運営しております。山女原では代表の方が交代されましたが、引き続きボランティアは募集されていて、年 3 回程ボランティア活動に取り組まれているところです。

【委員】

地域外の方もボランティアに参加されているのかと思いお聞きしました。

【事務局】

「たな友」という制度は、地域に住んでおられる方が棚田の草刈りとかされる日に合わせてボランティア募集されて、地域外からボランティアに行ってもらおうという取組です。ボランティアは、地域外の方が中心です。

【委員】

続けていってもらえたらと思います。

【事務局】

現在、県内で 11、12 の地域で、この「たな友」という制度を活用した棚田ボランティアに取り組まれているところです。

【委員】

ありがとうございます。

【座長】

それでは予定していた時間となりましたので、意見交換を終わりたいと思います。

第 1 の議題につきましては、特に人材育成の関係で農業大学校との繋がりということの提案があったと思いますので、対応をお願いします。

第 2 の議題につきましては、八田地区の指定棚田地域の指定について異論はなかったが、県内に約 2,200 ヘクタールある中でも約 430 ヘクタールの指定ということで、県がもう少し関わって広げていくというか、そういう取組をマーケティングまで考えて取組んでいただきたいという意見がありましたので、参考にいただければと思います。

【事務局】

ありがとうございました。委員の皆様方には、非常に限られた時間の中でありましたが、様々なご意見を賜りまして誠にありがとうございます。

本日いただきましたご意見は、今後 事業進めていくにあたりまして参考にしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして「令和 8 年度滋賀県ふるさと水と土保全対策推進懇話会」を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。